

○青森市下水道使用料等審議会条例

平成二十六年三月二十五日

条例第二号

(趣旨)

第一条 この条例は、現下の下水道事業及び農業集落排水事業を取り巻く環境、財政状況及び業務状況を踏まえた下水道使用料及び農業集落排水施設使用料を定めることが、これらの事業の健全かつ円滑な実施を確保し、将来にわたる能率的な運営及び均衡ある発展にとって重要であることに鑑み、青森市下水道使用料等審議会の設置、組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 青森市下水道条例（平成十七年青森市条例第二百一号）第二十三条第一項に規定する下水道使用料及び青森市農業集落排水施設条例（平成十七年青森市条例第七十一号）第十四条第一項に規定する農業集落排水施設使用料に関する事項について調査審議するため、青森市下水道使用料等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第三条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を市長に答申する。

- 一 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料に関する事項
- 二 その他前号に掲げる事項に関連し、市長が必要と認める事項

(組織)

第四条 審議会は、委員十五人以内をもって組織する。

(委員)

第五条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- 一 下水道及び農業集落排水施設の使用者又は管理人
- 二 下水道事業及び農業集落排水事業の能率的な運営について学識経験を有する者
- 三 その他市長が必要と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 市長は、委員が前項前段の規定に違反したことが判明したとき、又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとする。

(会長及び副会長)

第六条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(失効)

- 2 この条例は、第三条の規定による答申の日限り、その効力を失う。